



“**12月31日**
まで”

高齢者インフルエンザ予防接種

コロナ禍でのインフルエンザの流行に備えましょう。



対象者

- ① 接種日に65歳以上の方
- ② 接種日に60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルス（H I V）による免疫機能に重い障害がある方（身体障害者手帳1級または同程度と診断された方）

65歳以上

実施期間

10月1日 …… **12月31日（金）** ※委託医療機関の休診日を除く。

接種回数

実施期間内に **1回**のみ

接種費用

自己負担金 **1,100円**

※昨年は無料でしたが、今年は自己負担があります。

接種場所

県内の委託医療機関



生活保護受給者は、接種の際、下記のお問い合わせ先にて発行する「自己負担金免除証明書」が必要となります。（本人以外が申請する場合は委任状が必要）

[お問い合わせ先] 健康福祉課 ☎ 22-3115 大正 町民生活課 ☎ 27-0112 十和 町民生活課 ☎ 28-5112

令和3年度 入札結果（令和3年8月実施分）

工事名など	工事場所など	落札業者名	契約金額（円）	入札日	工期
令和3年度 防安全 第6-010-1号 町道神ノ川線 道路改良工事	中神ノ川	(有)三浦建設	46,420,000	8/19	8/26～1/20
令和3年度 防安全 第1-016-1号 町道轟川線 改良工事	見付	(有)武市建設	36,300,000	8/19	8/26～2/10
令和3年度 町営住宅奥内第3団地新築工事（建築主体）	大井川	(有)岡田建設	40,909,000	8/19	8/26～1/31
令和3年度 町営住宅奥内第3団地新築工事（電気設備）	大井川	山本電工	4,378,000	8/19	8/26～1/31
令和3年度 町営住宅奥内第3団地新築工事（機械設備）	大井川	(株)芝電気工事店	7,249,000	8/19	8/26～1/31
令和3年度 四万十荘照明設備LED化工事	大正	(株)芝電気工事店	7,216,000	8/19	8/26～11/30
中平家屋敷解体撤去工事	大井川	芝工務店	4,213,000	8/26	9/2～12/24
令和3年度 轟公園遊具など整備工事（道の駅四万十大正再整備事業）	大正	(株)井原組	12,870,000	8/26	9/2～2/28

※予定価格 250 万円以上の工事・委託業務についてのみ公表しています。 契約金額は、消費税および地方消費税込みの金額。

四万十町、中土佐町の 生姜収穫作業（10、11月）

経験、年齢問いません！畑作業のできる健康な方！

仕事内容：生姜収穫における簡単な農作業

時 間：8：00～17：00（昼休み、小休憩あり）

給 与：日給6,800～8,000円

休 日：面接時要相談（雨天等の収穫中止の際は休みになります）

応 募：電話連絡の上、面接日時を調整（履歴書不要）

株式会社 **サカタ 窪川事務所**

〒786-0032

高知県高岡郡四万十町影野515

お問合せ先

0880-22-9041

【担当者：酒井、福永】

受付時間：9：00～17：00



財政健全化法に基づく健全化判断比率などを公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和2年度決算に基づく「健全化判断比率」並びに公営企業会計ごとの「資金不足比率」を公表します。この法律は、地方公共団体の財政状況を指標として算定・公表し、健全化の状況をより明らかにするためのものです。

本町における「健全化判断比率（4指標）」と「資金不足比率」は、いずれも下表のとおり健全化法の基準である「早期健全化（経営健全化）基準」を下回っており、現時点では適正な水準にあります。今後も四万十町総合振興計画に位置づけられた将来像に向け、健全な財政を維持していきます。

※ 下表の早期健全化（経営健全化）基準および財政再生基準は、いずれも令和2年度決算に対する基準を表示しています。

※ 各指標の算定資料の書類などは、総務課（財政班）に備えています。

◎健全化判断比率

指標		四万十町		〔上段〕早期健全化基準	備 考（説明）
		令和2年度決算	令和元年度決算	〔下段〕財政再生基準	
健全化判断比率	①実質赤字比率	— %	— %	13.53% 20.00%	一般会計などの実質赤字比率
	②連結実質赤字比率	— %	— %	18.53% 30.00%	全ての会計の実質赤字比率
	③実質公債費比率	6.0%	7.2%	25.0% 35.0%	公債費および公債費に準じた経費の比重を示す比率
	④将来負担比率	— %	— %	350.0%	地方債残高のほか一般会計などが将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率

※ 「①実質赤字比率」および「②連結実質赤字比率」は赤字がないため、また「④将来負担比率」については実質的な将来負担額がないため、いずれも「—」で表示しています。

◎資金不足比率

指標	公営企業会計名	四万十町		経営健全化基準
		令和2年度決算	令和元年度決算	
判断比率	水道事業会計	— %	— %	20.00%
	下水道事業特別会計	— %	— %	
	農業集落排水事業特別会計	— %	— %	

※⑤資金不足を生じた会計はなく、算定されませんでした。（資金不足額がないため「—」で表示しています。）

■財政健全化法に基づく健全化判断比率などについて

健全化判断比率（資金不足比率）とは、地方公共団体における財政の健全性を示す基準の一つで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、必要に応じて早期に是正を行うことにより、地方公共団体の財政破綻などを未然に防ぐことを目的としています。

各指標には、財政規模などによって「早期健全化基準（経営健全化基準）」と「財政再生基準」といった基準が定められており、健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合、または資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合は財政健全化計画を策定し、健全化に向けて計画的に取り組まなければなりません。また、健全化判断比率のいずれかが「財政再生基準」以上となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、財政再生計画を策定し、国などの関与による確実な再生が求められることになります。

※各指標とも、数値が低い（または算定されない）ほど財政状況が健全であることを示しています。